

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和4年12月13日（火）16:35～17:18
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|-------|---|
| 座長 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 座長代理 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策
研究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| 委員 | 安念 潤司 | 中央大学大学院法務研究科教授 |
| 委員 | 菅原 晶子 | 公益社団法人経済同友会常務理事 |
| 委員 | 堀 天子 | 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 |

<省庁>

- | | |
|-------|--------------|
| 森 源二 | 総務省選挙部長 |
| 笠置 隆範 | 総務省選挙部選挙課長 |
| 友井 泰範 | 総務省選挙部選挙課理事官 |

<提案者>

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 鈴木 健嗣 | つくば市アーキテクト（つくば市顧問）
筑波大学システム情報系教授 |
| 五十嵐 立青 | つくば市長 |
| 松本 玲子 | つくば市副市長 |
| 藤光 智香 | つくば市政策イノベーション部長 |
| 中山 秀之 | つくば市政策イノベーション部スマートシティ戦略課長 |
| 市ノ澤 充 | つくば市連携事業者（株式会社VOTE FOR代表取締役） |
| 甲木 空 | つくば市連携事業者（株式会社VOTE FOR公共ソリューション部） |

<事務局>

- | | |
|--------|-----------------|
| 淡野 博久 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| 山根 英一郎 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 三浦 聡 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 菅原 晋也 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 杉山 忠継 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 公職選挙におけるインターネット投票の実施
 - 3 閉会
-

○菅原参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始します。

本日の議題は「公職選挙におけるインターネット投票の実施」ということで、総務省、つくば市にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、つくば市と事務局から提出されており、公開予定です。本日の議事についても公開予定です。

本日の進め方ですが、まず、つくば市から3分程度で御説明をいただき、次に、総務省から5分程度で御説明をいただいた上で、その後、委員による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 お忙しい中御参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、これから「公職選挙におけるインターネット投票の実施」に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始したいと思います。

まず、つくば市のほうから御説明をお願いいたします。

○五十嵐市長 つくば市長の五十嵐立青でございます。本日は、お忙しいところ、ありがとうございます。

資料に沿って御説明をいたします。

まず、今回対象となる選挙ですが、先般お伝えしたとおり、2024年のつくば市長・市議会議員選挙から導入をしたいと考えております。

投票所に行くのが困難であったり、あるいは代理投票を頼むのも、やはり非常に難しい、気が引ける、そういう方が一定数います。対象者は、障害者等の移動や自書等に困難を抱えている方に限定をしたいと思っております。

選挙の4原則を守るための具体的な対応は、マイナンバーカードやブロックチェーン技術の活用をはじめとする資料に記載の対応を検討しています。

以上については、是非、総務省の皆さんと一緒に検討をさせていただきたいと考えておりますので、是非前向きに御議論をいただければありがたいと思っております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

続いて、VOTE FORの市ノ澤代表取締役から、先日実施をした模擬住民投票結果の詳細について、共有をさせていただきます。

○市ノ澤代表取締役 VOTE FORの市ノ澤と申します。よろしく申し上げます。

前回に続き模擬住民投票の実施結果について、資料を基に御報告します。

4ページ目は前回とほぼ変わりませんが、全体で1,506名の方に投票していただき、②の下の※印に、主な結果について記載をしています。

期間中にシステムトラブル等はなく、ダウンタイムはゼロ、アクセス集中等による遅延の発生もありませんでした。不正アクセスによる侵入や改ざんも検知されなかったという点、それから、オンラインで有識者の委員の方々にお立ち会いいただいて、正確に開票集計をして、不正な投票データはなかったことから、システムの堅牢性、安全性というところは実証できたと認識しております。

また、アンケート結果について、1,402人の方から回答をいただいておりますが、記載のとおり、ポジティブな反応をいただいた方が非常に多く、1,402人のうち1,200人の方は、公職選挙でもインターネット投票できるようになったら、インターネットで投票したいと御回答をいただいております。

5 ページには、昨日の有識者会議で委員の皆様にも御確認いただきました、今回の検証項目6項目について、それぞれ実施方法と検証結果という形で記載しております。

いずれも自治体の皆様、内閣府の皆様、それから有識者の皆様にお立ち会いいただいて、公正に模擬住民投票が行われたことを御確認いただきました。

最後に④番の改善すべき点として、やはりマイナンバーカードの利用シーンはまだまだ少ないということもあって、事前の周知がより必要であると総括しています。

それから、投票システムと認証システムの連携等については、2年後に向けて改善していくべき課題が多く見られましたので、システム開発の要件をすり合わせているところです。

最後に投票サポート窓口ということで、140名の方に御協力、御参加いただきましたが、やはり投票したくともできないという方が一定数いらっしゃることを想定して、こういった窓口をきちんと御用意してサポートしていくというところが必要になるかと思えます。

VOTE FORの市ノ澤からの御報告は、以上となります。

○五十嵐市長 つくば市は、以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、総務省のほうから御説明をお願いいたします。

○森部長 総務省の選挙部長の森でございます。座長、委員の先生方には、大変御尽力されていること、本当にお疲れさまでございます。また、つくば市の方々も大変御苦労さまでございます。

私は以前、特区室で仕事をしておりまして、提案をどうしたら実現できるのかということと議論する一方で、特区になじむのかどうかということも常に考えながら議論をしていたということを、思い出したところでございます。

ちょっと話がそれて恐縮でございますが、今ほどのつくば市の御提案への回答、また、お手元に、事務局提出資料として11月30日付の回答などもあるかと思えますが、そういったことも含めまして、現時点での考え方を改めて御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、インターネット投票全般についての考え方でございます。

選挙における投票というのは、なりすましや投票干渉などの不正を排除して選挙の公正

を確保するために、現行制度上、投票管理者・立会人が、投票及び投票事務執行を監視する中で投票を行うということ、これが大原則、基本でございます。

一方で、投票所等に赴いて投票することが困難な選挙人の投票機会を確保するための、極めて例外的な投票立会人不在の投票類型として、郵便等投票というものが制度化されています。ただ、この郵便等投票というのは、疾病等のために、歩行が著しく困難な方の投票機会を確保するために、戦後にすぐに導入されたわけですが、不正の横行を背景に、昭和27年に一旦全て廃止をされたと、こういう経緯は何度か御説明しているかと思えます。

こうした経緯を踏まえまして、国内の選挙人の郵便等投票の対象者は、重度の身体障害者等の選挙人に限って認められています。

その場合にも、選挙人は、あらかじめ選管から郵便等投票の証明書の交付を受けて、それを投票用紙の請求時に提示をし、請求についても選挙人が、自書で署名をした文書によって行い、また、封筒の二重化で投票の秘密を確保し、外封筒に選挙人が自書で署名をすることなどによって、何重にもわたって選挙の公正確保のための措置が講じられているわけであります。

他方、在外選挙につきましては、在外公館投票の期間が国内の投票に比べて短い、また、遠方に居住する方が、在外公館に赴くのが難しい場合があるといったことで、国内の方に比べて、投票しにくい状況に置かれているという認識が、まず、ございます。

そして、国内の投票とは異なって、投票管理者・立会人が不在の中で行われる郵便等投票というのが、在外選挙に一般に認められている、こういう制度になっているわけであります。

こうした状況を踏まえまして、まずは在外選挙におけるインターネット投票の導入について検討していると、こういう状況でございます、これは、以前から議論をしていたところでもありますので、市ノ澤代表取締役もよく御存知のところかとも思えます。

国内におけるインターネット投票ですが、一定の障害者等を対象とした郵便等投票など、極めて限定的、例外的にしか認められていない投票管理者・立会人不在の投票を、国内で認めることの是非の課題は、選挙制度の根幹に関わる要素があるということで、各党各会派における議論なども踏まえる必要があることから、特区として実験的に行うべきものではないということ、かねてより申し上げたところでございます。

今般、様々な理由で投票所への移動が困難な方を対象としてはというような提案かとも見受けられるところであります。

この御提案の中身を見ますと、不在者投票の対象者と障害者などの方を対象としているように見受けられるわけですが、このうち郵便等投票の対象者以外の方については、選挙の公正を確保するために、現行制度では、投票管理者・立会人が投票及び投票事務執行を監視する中で、投票を行うということにしております。

ここも繰り返しになりますが、国内投票では、極めて限定的にしか認められていない投票管理者・立会人不在の投票、これを拡大していくことの是非については、選挙制度の根

幹に関わってくる要素がございますので、各党各派における議論を踏まえるべきものであるということでございます。

そして、郵便等投票の対象者について、インターネット投票の対象者とするということについても、これも投票管理者・立会人が不在の投票でございますので、投票干渉の防止などの選挙の公正確保の観点からの色々な措置を講じた上での、対象者を極めて限定した形での制度設計がなされているというところでございます。

投票機会の確保とともに、やはり選挙の公正確保ということが極めて重要との観点から、各党各会派における御議論を経て、制度設計がされてきているというところでございます。

なお、国内の郵便等投票につきましては、郵送に要する時間や費用、郵便事情等の課題で、投票が事実上困難となっているというような状況にはないと認識をしております、国内郵便等投票の対象者の投票機会というのは、公正を確保しながら、適切に確保されているものと認識をしているところでございます。

総じて申し上げますと、投票機会の確保と選挙の公正確保の調和の観点から、国会で議論が重ねられ制度化された郵便等投票制度の経緯を踏まえ、この対象者に、あるいは様々な理由で投票所へ行けない方、行きにくい方に、インターネット投票を導入するという点についても、まさに新たな投票制度を導入するというところでございますので、選挙制度の根幹の見直しという観点から、各党各会派における御議論、これは不可欠なものだろうと認識をしているところでございます。

それから、資料の中で、かねてより再投票、投票のやり直しを認めるということが書かれておったかと思えます。

これも現行の投票制度の中では、そういったことは認められていない中で、インターネット投票を導入しているエストニアが、こういった仕組みを導入していると認識しておりますが、強要による投票を防止する観点からの提案とも考えられるわけですが、選挙情勢等によって、一旦自らの意思で投票した方が、第三者の干渉を受けて投票先の変更を強要されるような事態も逆に考えられるところです。不正を惹起するおそれというのをどう考えるのか検討の必要があります。

そして、今回は、投票所に行けないような方、行きたくても行けないような方を想定されているという前提のようでございますけれども、エストニアでも、最後は、投票日当日に、紙での投票をして、投票所でそれを優先させるという仕組みになっているかと思えますが、そもそも選挙当日に投票所に行くことができないと考える方を念頭に置くということからすると、投票を後で書き直すようなこともできませんので、制度として、ワークをしていないのではないのかなと、正直、なかなか課題が多いのかなという印象を持ったところでございます。

まとめになりますけれども、郵便等投票など、極めて限定的にしか認められていない投票管理者・立会人不在の投票でございますので、そうしたものを行うということになりますと、選挙制度の根幹に関わることとして、各党の議論ということが不可欠であり、特区

として実験的に行うということには、なじまないものと考えているところでございます。

以上、御説明を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○中川座長 総務省、どうもありがとうございました。

それでは、ワーキングの委員の皆様から、御質問、御意見をお伺いできればと思います。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 御説明ありがとうございます。

つくば市で非常に意欲的に取り組んでいただいております、まず、それに感謝申し上げます。

また、総務省におかれても、書面での質問に御回答いただき、ありがとうございます。

私のほうから総務省に何点かお伺いできればと思っております。

一つが、今般、在外のインターネット投票に関する議論もある状況だと思っておりますが、その中で立会人、管理者が不在になる状況があると思っております。この部分については、もう既に整理はされている状況でありますでしょうか。

○森部長 在外選挙人の方についても、投票立会人不在の中での投票という点では、そのとおりかと思えます。

ただ、在外選挙人の方については、投票所から遠いとか、そういったことも含めまして、制度設計全般として、投票立会人が不在の投票について、やむを得ないものというのか、そういったことで、全ての在外選挙人名簿に登録されている方に一律に、郵便等投票を認める、こういう制度設計になっておりますので、郵便等投票をインターネット投票に単に置き換えるというような説明ぶりになってくるのかなとも思うのですが、また、他方、今までは、自書による投票ですので、そういった方たちについても、いわゆる署名といったものが、元々求められているところではございます。

それをマイナンバーカードによる電子署名等により、自書による署名を本当に置き換え切れるのかどうかというところは、若干、悩ましいところは、正直あって、また、そのところについて、今後色々なところでの議論ということを経た上で、仮に実現するとすれば、実現していくということなのかなと、今、正直思っているところでございます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

そうしますと、特に自書に関わる部分の課題の解決策として、マイナンバーを使うということについては、検証の可能性があるということのように思いました。これは、国外と国内を一緒にしてしまうと不適切だという話もあるのだらうと思っておりますのでこのように聞きますが、少なくとも国外については、そういうことでよろしいでしょうか。

○森部長 今後、様々な局面で、様々な議論を重ねていくということを経た上での話かなと思っているところでございます。

○落合座長代理 分かりました。特に、それについては、否定はされないということだとは思っています。在外投票から進めていただくことも含めて、世の中で、日本としてインターネット投票ができること自体は、いいことだと思っておりますので、そこは、是非整理を進めて

いただければと思っております。

もう一点、海外についてはそういうことですが、国内については、お伺いしたいと思えます。もちろん最終的には、これは、選挙制度の根幹に関わるということで、各党各会派の議論が、政治的議論は、当然生じることは、そのとおりかと思っております。

ただ、一方で、総務省でも過去に、当然ながら、例えば選挙の区割りなどもそうでしょうし、こういった選挙制度の話も、検討会自体を設けられたり、研究を行うこと自体は、そこで結論を得ることは、最終的に政治の仕事であるとしても行っておられるとは思いません。その点は、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○森部長 何と申しますか、ものによるというか、その局面によるというのか、そんな言い方になろうかと思えます。区割りのお話が、今、ございましたけれども、区割りも、これは、ずっと10年、20年というような議論を国会でしていただいて、その枠組み法でありますところの、選挙制度改革関連法という法律が議員立法で、衆議院の調査会の方針も経た上でできました。

その枠組みの中で、区割り審議会というものが、政府に設けられておるものでございますが、この中で勧告を出しなさいと、こういうような全体としての制度設計が議員立法の枠組みの中で設けられてきたということでございますので、そういったことに従って、政府として取り組んできたというところではございます。

平成30年の報告については、投票環境をよくしようという観点から、全般的に政府の中で、純粋に投票環境向上という観点からやってきたということもございしますが、なかなか選挙制度のところというのは、議員の身分を最終的に決める、今後の行政ではない、その政治の在り方のところについて、最終的に決めるということですので、内閣あるいは内閣の一員である総務省のほうが、先鞭を切って物事について議論をリードしていくというようなことについては、なかなかなじみにくいところなのかなというところは、是非御理解いただければと思えます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

在外インターネット投票に関しては、検討会も開催されておまして、また、電磁的記録投票法については、閣法で出されているとは思いますが、そういった点についても、総務省としては、取り組まれていないということでしょうか。

○森部長 電磁的記録投票の話が出ましたが、これも、その後、同じ機械を国政選挙に使っていくというような議論が出る中で、電子投票について広げていくというような議論がされたときには、これは、議員立法、国会主導の中で、そうした議論がなされ、最終的には否決をされたわけではありますが、ですから、ものによるという言い方にならざるを得ないのかなと思っております。

電子投票の場合は、投票当日、投票所に来て投票をする、投票立会人の監視の中で投票をする、それを紙での投票を単に機械に置き換えるだけというようなものである、そういう事柄の性格からすると、今ほどの議論とは大分違うのかなという印象を持っております。

○落合座長代理 分かりました。

そうすると、閣法で提出できたというのは、なぜでしょうか。

○森部長 電子投票法の話でしょうか。

○落合座長代理 そうですね。

○森部長 当時の議論は、十数年も前なので、別にこれは特区ということでもございませんで、ただ、実はこれは、どこまで正確かはありますけれども、電子投票機を開発された事業者がいて、その事業者が、電子投票について、是非取り組むべきであるということ、政治のほうに相当程度、働きかけをされたというような経緯もあったようだと記憶をしているところでございます。

○落合座長代理 分かりました。実際には、今まで議論させていただいて、ケース・バイ・ケースなので、ほかの事例をそのまま使えるかどうかというのは、また別だということではあり、ケース・バイ・ケースでは、色々な関わり方があり得るということとは思いました。内閣府のほうで検討して、調査事業として行っている取り組みがありまして、それに全く総務省のほうで出席もしていただけないことがあると思っております。基本的に出席して検討していただくというか、聞いていただくだけでもよいではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○森部長 基本的に、色々と議論の発射台として、各党各会派の議論になじむものだと、このようにかねてより申し上げているところでございまして、その部分について、総務省として、様々な議論に参加するイコール、それを推進するという、言い方がちょっと適切かどうか分かりませんが、調査事業への出席が、各党各会派における御議論ということをお願いしていることと、若干相入れないのかなと、矛盾するところがありはしないかとは認識をしているところでございます。

何かワーキングの下で研究会というようなことも設けておられるやに伺っております、その中では、選挙管理事務に詳しい有識者の方も入っておられると認識しておりますので、そういった方たちからの知見ということで、この部分は、十分担保されておるのかなとも思っているところでございます。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

本ワーキングにお呼びして、お越しいただいていることはあると思います。ワーキングと関係して、そういった検討会も開催しているということではありますので、是非、総務省が始めたというよりかは、内閣府が勝手に始めていることであるということ、お越しいただくことを、事務局とも御協議いただければと思います。これは、意見ですので、以上でございます。

○中川座長 それでは、堀委員、お願いします。

○堀委員 御説明ありがとうございます。

つくば市から御提出いただいた内容を拝見しますと、今回の御提案は、具体的にこの投票を実施したい対象者を限定されていると承知しておりまして、また、この対象者は不在

者投票の対象者に加えて障害者等とするということになっておりますので、かなり具体的に対象を限定した御提案になっていると承知しております。

それに対して、総務省のお答えでございますが、民主主義の根幹である選挙制度であるから、各党各会派において議論すべきというようなお答えであったかと理解しました。

民主主義の根幹であるというお話なのですが、例えば選挙区の在り方であるとか、先ほど話題にもありました区割りを見直すとか、そういうような選挙制度そのものについての制度変更というのではなく、今回は投票制度を、紙ではなくて電子で投票するということが可能かどうか、有権者の投票機会を確保するという観点での御提案であり、また、その地方自治体において、投票箱を設置するとか、投票機会をどのように提供するかという観点での御提案だと思っておりますので、そこは、必ずしも議員の皆様にご議論いただくということではなく、こちらの総務省の皆様あるいは地方自治体発意での御提案であっても、十分検討の対象になるべきではないかと思うのですが、その点について、何か一緒に議論されてしまっていないかなという懸念を感じております。

電子投票を技術的に、機械的にこういうようなものを利用できるかというのは、まさに技術的な要件というものが大事になってくると思っておりますので、限定された対象者において、実現可能なかどうか、技術的な課題を洗い出すということだけでも、一歩前に進めるということすらできないという話なのか、総務省にお尋ねしたいと思いました。

○森部長 お答えをいたします。

技術要件も大事というお話であったわけですが、技術要件という言い方が適当かどうか分からないですが、例えば今回、つくば市の実証実験の一般の方のアンケートなども見させていただきました。

その中で、例えば再投票の仕組みについての評価も拝見いたしましたけれども、例えば投票したい候補者が2人いた際に、片方が落選しそうなきなど、状況により投票先を変更したいと、こういった正直な意見、正直なアンケート結果だと思います。

ただ、こうした考え方そのものが、一度きりの投票としている現行の選挙制度とは、相入れないものなのではないかと考えられるわけであります。

そもそも、そうした考え方が公職の選挙になじむのか、特区の議論以前に、各党各会派の議論というものが、やはり必要なのではないかなというのが、正直な印象です。

○堀委員 今のお話を伺うと、大上段に議論するというのではなく、個別の内容において総務省の御意見もお持ちのように感じました。この点は課題ではないかということが具体的にあるのであれば、その提案をつくば市に当てていただいて、対応策を考えると、個別の内容についての御議論をされたほうがいいと思った次第です。何か全くここでは議論できないという話ではないのかなと思ったものですから、もし、そのような課題があるとなれば、個別に詰めていくということをしたほうがいいのかと思いました。

○中川座長 それでは、菅原委員、お願いします。

○菅原委員 ありがとうございます。

民主主義の重要なインフラだという認識で一致していると思うのですが、そうした意味では、多くの国民が投票して、投票率を上げていくというのは、民主主義の大きな課題だと思うのです。

一方、少子高齢化で、選挙の立会人の確保も問題などで投票所が減少している現状もあると思います。

そうした足元の現状をみると、これだけのデジタル技術があるのに、それを利用することを検討しないということはないと思います。

総務省としては、在外選挙インターネット投票を前向きに検討されていて、今年5月の最高裁判決で国民審査の在外投票を認めないことは違憲となり、多分、これにより背中を押されている面もあると思います。インターネット投票のメリットをどう生かして、デメリットをどう解消していくかという、つまり、どうしたらできるかという視点での検討をしているのだと思います。

今回つくば市がこうした形で、実証実験でトライしようとしています。おそらく、総務省の中ではインターネット投票の論点・課題はかなり明確になっていて、それを一つ一つ解決する作業を始めるほうが、国民の利益につながると思います。是非、つくば市と論点を改めて明らかにした上で、それを詰めてく場を設定していただきたいと強く思います。

最後に、各党各会派の先生方で議論・検討を詰める一方で、選挙制度は当事者である政治家だけで決めていく話でもないですから、多くの国民の参加を得て、選挙制度とか、選挙のやり方を決めていくことが大切だと思いますので、特区を活用していただければと思っています。

○中川座長 総務省、何かございますでしょうか。

○森部長 やはり御案内のとおり、国会というのが、国の唯一の立法機関である、こうしたことを実現するという事は、国会のmatterであるという流れの中で、特区であったり、政府のほうで、色々な閣法なども出したりとするところはあるのですが、まさに民主主義の有り様のところに、影響をし得るような事項なのではないかなと思うわけであります。

申し上げようかどうか迷っていたのですけれども、11月21日のワーキングヒアリングの中で、ある委員の方から、投票率が上がって困る人とか、上がって得する人みたいな、そういう判断がどこかであって、政治的な問題として、この問題は尾を引いていくのだろうなど、それを崩すためにも、一気に全国展開するのではなく云々と、このような御意見も拝見したところでございます。

特区制度の導入の考え方として、そのように現行の投票行動とか、投票結果に変化を加えようという考え方、背景というのは、やはりあり得るのだろうなとは思いますが、やはり選挙制度に関して、そのような政治的な問題、要素、視点ということであれば、これは、各党各会派の問題であるということは、最後に申し上げさせていただければと思っています。

○中川座長 ほかに御発言を求める方は、いらっしゃいますでしょうか。

つくば市長、どうぞ。

○五十嵐市長 御議論いただきまして、ありがとうございます。

まず、総務省のお話の中で、やり直しの問題について繰り返し言及をしていただきましたが、私どもとしては、強要による投票を防止する観点で、案としてやり直しを含めておりますので、これがなくてはいけないということではありませんので、もしそこが障害なのであれば、そこについては、対応は十分できていると思っています。

繰り返しになりますが、今回、つくば市長・市議会議員選挙に限定して、インターネット投票を導入したいと考えておりますので、是非これについては、お伺いをしたいのですが、デジタル田園都市国家構想を牽引するスーパーシティ型国家戦略特区として、当然これはスーパーシティ特区というのは、そもそも各党各会派の議論によって、そして私どもは、今回の提案は閣議決定をいただいてやっているものですので、何か今、思いつきで取り組んでいるようなものではございません。投票管理者・立会人不在の中で行われる投票というのが、現行でも、これも委員の先生方からお話ありましたが、在外投票、不在者投票で認められておりますので、郵便投票として、それを置き換えるということすらできないのであれば、岸田総理が、今回の特区指定の際にお話をされていた、これらの特区において規制改革を実現して、データの連携や先端的なサービスの実施を通じて、地域課題の解決をどうやって実現していけるのかというのが、私には想像ができません。是非、そのような総理のお考えに対しての、皆様の見解を伺いたいということと併せて、私は、総務省という省は、地方自治体、地方分権のために大変汗をかいていただいている皆さんだと思っていますし、今般利用するマイナンバーカードについても、総務省が非常に中心となって進めているものである、さらに投票率アップというのも総務省の所管であります。

私どもとしては、今回の提案は、総務省の皆さんに応援していただけるのではないかなと思っていたのですが、残念ながら、これまでのお話を伺っていると、実質的には、ゼロ回答というような形で感じており、地方自治体の一人の長として、大変残念に思っております。是非、今回委員の皆様から御提案いただいたように、一緒に勉強をさせていただいて、どうすれば、日本の地方自治が前に進んでいくのかということをお話をさせていただきたいと切にお願いを申し上げての発言といたします。ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。

今、つくば市長のほうからお話がありましたが、国家戦略特区自体、色々な規制改革を政府として検討することになっています。最終的な仕組みとしましては、規制あるいは制度所管省庁との調整につきましては、諮問会議の場で最終的に決着を付けるというような形で、規制改革ができない場合には、おそらく規制省庁のところから御出席いただいて、できない正当な理由を御説明いただいて、それに対して諮問会議の場で議論いただくというのが、基本方針にも書かれていますように、そういう仕組みになっているわけです。

そういう意味からいうと、やはり、こういう特区として自治体あるいは事業者のほうか

ら提案をいただいたものにつきましては、制度所管省庁のほうから何らかの検討を行って、技術的あるいは法技術的に詰められるものについては詰めた上で、それについて何らかの回答をいただくというのが筋だと思っています。

そういう意味で、各党会派の議論が重要だということは、私も十分理解しているつもりでございます。ただ、それが重要だからといって、政府として検討できないというのは、私はちょっと違うのではないかと考えております。

そういう意味で、まず2点お願いがあるのですが、インターネット投票におきまして、各党会派の議論に資するよう技術上、運用上の具体的な課題については、是非その検討を進めていただきたいと思います。

それから2点目ですが、これまでのワーキングヒアリング、それから本日総務省のほうから、特区にはなじまないというお話があったかと思えます。規制改革の検討につきましては、特区でやれないものについて、いきなり全国展開をするというか、全国制度として検討するという筋道も、これは基本方針の中で示されておりますので、もしも全国制度として検討、制度として講ずるべきものだということであれば、そういったようなことも含めて、その実現に向けて速やかに検討することをお願いしたいと考えております。

私からのお願いは以上ですが、何か御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これをもちまして「公職選挙におけるインターネット投票の実施」に関しての国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終了したいと思います。

どうもありがとうございました。